

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／自治基本条例の条	危機管理制度（第36条）	担当部課名	総合安全対策室
制度の目的（誰に／何を／どうする）	市民の安全と安心を確保するため、施設やイベントの安全管理や地域防犯力の強化に取り組むとともに、災害や武力攻撃等の緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図る。		
関係条例等	明石市市民の安全の推進に関する条例、国民保護法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水防法、災害対策基本法、土砂災害防止法、明石市防災会議条例、明石市災害対策本部条例、明石市法令遵守の推進等に関する条例、明石市暴力団排除条例		
制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載）			
安全管理 平成13年に大蔵海岸で発生した「明石市民夏まつり事故」「大蔵海岸砂浜陥没事故」の反省から、市民の安全に関わる施策を一元的に掌握し、全庁横断的な調整機能を果たす総合安全対策室を設置し、庁内各部署や庁外関係機関との連携と情報共有の強化を図り、災害・事故の予防と発生時の迅速・的確な対応を図ることができる安全管理体制を構築している。また、事故から24年が経過し、事故後の入庁者が6割を超える状況にあることから、引き続き「市民安全の日（7月21日）」を中心に事故の再発防止と安全・安心に対する意識を高める職員研修を実施するとともに、市の安全への取組紹介や防犯・防災の啓発を行うパネル展を行ったほか、市が管理する施設について年2回の一斉点検や、市が主催・共催する全イベントの安全対策について事前協議、事後の検証などを実施している。 市民の安全に関わる施策を一元的に掌握し、全庁横断的な調整機能を果たすとともに、災害・事故の予防と発生時の迅速・的確な対応を図るため、情報収集及び関係機関との連携強化を図る。 国民保護 頻発する北朝鮮のミサイルへの対応のため、国民保護計画に基づく職員参集基準等の見直しを図った。 新型インフルエンザ等の新興感染症対策 平成17年に明石市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、平成21年の新型インフルエンザの発生や平成30年の保健所設置市への移行を受け、適宜改正を行うとともに、訓練等を実施し、マスクや消毒液、防護服等の備蓄を行うなど、発生に備えてきた。令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に対しては、保健所を中心に、医療機関と連携し、相談、検査、予防接種等、医療体制を充実・強化しながら、流行と収束を繰り返し感染を拡大してきた新型コロナウイルスへの対応を行ってきた。 防犯施策 明石警察署や明石防犯協会等と情報共有・連携強化を図りながら、地域防犯力の強化に取り組んでいるほか、駅前広場や駅自由通路、地下道、比較的規模の大きな公園、駐輪場等に防犯カメラを設置し運用している。 災害対策、水防・水難救助 安全・安心のまちづくりを推進するため、明石市地域防災計画及び水防計画の一部修正を行い、避難所における備蓄物資の充実に努めたほか、総合防災訓練や水防訓練等を通じて協定締結機関との連携強化に努めた。 また、地域への出前講座や防災訓練支援、ハザードマップの全戸配付、ジェンダー・障害者・子ども等を含めた多様な視点に立った避難所運営体験により、地域防災力の向上と防災意識の啓発を図った。 不当要求行為や危機事案発生時の対処 管理職や窓口業務担当職員等を対象に実践的な内容を含めた研修を実施した。			
取組の成果／効果		取組の課題／制度に対する考え方	
平成13年に大蔵海岸で発生した二つの事故を教訓に、安全管理に関する職員研修や年2回の市管理施設の一斉点検、市主催・共催イベントの安全対策についての検証等を継続していることにより、重大な事故は発生していない。 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、保健所を中心に全庁体制で対応にあたり、市民の生命と健康を守るためあらゆる対策を行った。 災害対策においては、ハザードマップの全戸配布や、地域での出前講座、防災訓練支援により、市民の防災意識啓発を行っているほか、総合防災訓練や水防訓練により市の災害対応力の向上を図っている。		大蔵海岸で発生した二つの事故から20年以上が経過し、事故後に入庁した職員が全職員の半数以上になることから、事故の教訓や再発防止に対する意識が風化することのないよう、安全・安心文化の継承を引き続き行っていく必要がある。 新型インフルエンザ等対策行動計画については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、国県の計画変更に合わせて市計画の改定を行う。 また、近年各地で被害が発生している風水害や、本市でも被害が想定される南海トラフ巨大地震に備え、引き続き市の体制整備や地域への防災意識啓発に努めていく必要がある。	

検証（１）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
・適切なリスク管理を行い、安全安心を確実に確保することが行政に求められている。 ・市内の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあったが、令和4年は20年ぶりに増加している。 ・近年、全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯による災害が多発し、南海トラフ巨大地震の発生も予想されている。	・市内の安全管理体制を構築するとともに、2つの事故の教訓と安全意識の継承を図るため、職員研修の実施、市管理施設の一斉点検、イベントの安全対策の検証等によりリスク管理を継続して実施しており、重大な事故は発生していない。 ・県内市内ともに特殊詐欺被害が最悪の状況であることから、あらゆる広報媒体で啓発を強化するとともに、自動録音電話機補助事業や市内のすべての金融機関との連絡会議の設立など新たな取組も積極的に実施している。 ・南海トラフ地震の発生が危惧されるなか、地域への出前講座や防災訓練支援、ハザードマップの全戸配付、ジェンダー・障害者・子ども等を含めた多様な視点に立った避難所運営など、地域防災力の向上と防災意識の啓発を図っている。 ・不当要求対策としては、市民への丁寧な応対を基本としながら、度を越えた要求等から職員を守り、公正、公平な職務の遂行を図るため、市民啓発、職員研修、訓練の実施などを実施している。また、近年、社会問題となっているカスハラ対策についても今後取り組んでいく。	○	○	

検証（２）本市にふさわしい制度か

・2001年に大蔵海岸で発生した2つの事故の反省から、市内の安全管理体制を構築するとともに、事故の教訓と安全意識の継承を図るための取組を継続して実施している。 ・市内の刑法犯や特殊詐欺等の犯罪発生情報を常に注視しながら、他市の動向も踏まえ、さまざまな防犯施策に積極的に取り組んでいる。 ・市の地形や地盤の特性に合わせ、災害ごとの発生リスクを示すハザードマップを、国や県の想定の見直しや、気象情報の制度変更などがあった場合には可能な限り早期に見直し、全戸配布を行ってきた。 ・誰にもやさしいまちづくりを掲げる市として、ジェンダー・障害者・子ども等を含めた多様な視点からの対策を地域防災計画に反映するとともに、要配慮者の避難のため、個別避難計画の策定やひなんサポーターの養成に取り組んでいる。 ・誰にもやさしいまちづくりとして、不当要求対策についても、丁寧な市民応対を基本に、1件1件丁寧な見極めをしながら、要求者の特性なども踏まえた対応を実施している。	自己検証	横断的検証	市民検証
	○	○	

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか （右記「自己検証」で「―」を選択した場合は記載不要）	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	・災害対策においてジェンダー平等を実現するため、ジェンダーと防災に係る専門委員会を開催し、ジェンダーや障害の有無、年齢や家族形態など多様な視点から求められる対策について地域防災計画に反映を行っている。 ・災害対策の共助の取組を進めるため、出前講座による啓発は年間約70回を実施するほか、自主防災組織や自治会と共同での防災訓練の企画・助言・実施している。 ・シェイクアウト訓練やＪアラート訓練など市全域での市民参加訓練も行っている。さらに地域の方と協働で行う青色防犯パトロール車での子どもの見守り活動なども実施している。	○	○	
2 公正で透明であること	・地域防災計画、水防計画、国民保護計画を市ホームページで公表するとともに、水防計画については全自治会へ毎年配布している。また、市の防犯、防災、危機管理の取組や啓発については、SNS、防災ネット、ホームページ等を活用し、積極的な広報に努めている。	○	○	
3 効果的で効率的であること	・各計画については法令の改正や時勢の変化に対応した見直しを行っている。また、防犯カメラシステムや防災行政無線等、災害時の備蓄物資などは他都市の事例等について調査研究を行い、費用対効果を検証のうえ、導入し効率的な運用に努めている。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと	・安全管理や危機管理について「市民安全の日」を制定し、職員研修等を毎年実施するとともに、イベントの安全計画の事前事後の検証、市施設の一斉点検、市民救命士講習の実施、AEDの適正配置等を計画的に実施し、事後検証を行いながら、適宜見直しを図っている。 ・各計画については法令の改正や時勢の変化に対応した内容にするるとともに、審議会等でこれまでの取組の評価を行ったうえで、見直しを行っている。また、台風や大雨などで対応を行った際には、都度関係課や市民の声を踏まえた事後検証を行っており、次回への改善を図っている。	○	○	

▶ 横断的検証（市内検証会議）コメント

【検証１】 ・ゲリラ豪雨や線状降水帯による災害が増える中、幅広い世代に、確実に、情報を伝達することが重要となる。防災ネットあかしのアプリの周知をこれからも積極的に行うとともに、テレビやラジオ等の多様な媒体での情報伝達に努めてほしい。
【検証２】 ・明石市民夏まつり事故、大蔵海岸砂浜陥没事故から24年が経過し、当時を知らない職員が半数以上になっている。安全に対する意識を高めることは、市職員として大切なことであるため、研修等の啓発も検討してほしい。
【検証３】 ・個別避難計画を複数の自治会が作成しているが、地域の各種団体や市内各部署との連携・協働をより一層進めて作成してほしい。 ・まだまだすべての地域・世代で自助・共助の考え方が浸透しているとは言い難い。防災訓練や出前講座等を通じて、防災意識の向上を図ってほしい。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

危機管理制度		
平成29年度 検証報告書の内容		平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況
1	自主防災組織という看板を掛けるだけではなく、すべての校区の自主防災組織が実際に防災の専門組織として有事の際に機能するものとなるよう、実質的な組織へとステップアップを図ることが大切である。	自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく。毎年度、地域住民等を対象とした出前講座を開催するほか、市主催の総合防災訓練を実施する。
2	各校区の取組状況をきちんと把握し、それぞれの課題に応じた啓発や支援を継続的に行っていく必要がある。	庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく。
3	要配慮者訓練に関しては、以前から被災者支援会議の場で名簿提出の問題が議論になっていた。現在は国も提供を認める方向となり、自治体が要綱等を作って名簿が提供されるようになったが、次の段階として、介護とか特別な医療機関が必要な方の避難施設の確保が議論となるが、現実としては難しい状況である。	要配慮者の避難施設として、市内小中学校で開設される福祉避難所のほか、総合福祉センター、ふれあいプラザあかし西及び明石養護学校等で開設する福祉避難所を中心とした対応を図る。福祉避難所については、市の施設と民間施設を合わせて24カ所指定している。（令和7年4月1日現在）
4		